

放射性物質分析業務（短時間）仕様書

福島県林業研究センター（以下「甲」という。）と測定業務の単価契約をする者（以下、「乙」という。）は、以下に定める仕様により放射性物質試料の分析業務を実施する。

1 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月19日

2 測定試料

木材・枝葉・きのこ・山菜等の植物体試料及び土壌試料

3 測定項目

測定核種は、Cs-134、Cs-137、K-40とする。

4 測定機器

測定はゲルマニウム半導体検出器による。

5 測定容器

U-8容器

6 測定時間及び予定数量

6,000秒、905検体

7 測定試料の調整・発注等

- (1) 測定試料は、甲の各担当者において前処理（破砕・乾燥等）を行い、所定容器に充填・封印した状態で乙の担当者へ送付する。
- (2) 測定試料の重量、充填高等の諸元データについては、甲の各担当者よりエクセル形式ファイルにて提示する。
なお、測定・分析計算にあたっての有効桁数の取り扱い、減衰補正計算の要否等、細部事項については、甲の各担当者より別途指示する。

8 成果品及び報告期限

- (1) 測定結果について、乙は業務報告書（測定結果証明書等、様式任意）にエクセル形式の結果一覧ファイルを添付して、その都度甲の担当者に報告すること。
なお、Cs-137が検出下限（限界値）未満であった測定試料については、当該測定試料の分析結果出力帳票の写しも添付すること。
- (2) 報告期限は、乙へ測定試料が到着した日から起算して、20日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く）とする。

9 その他

- (1) 測定試料の運搬費用（発送・返却）及び測定作業に要する消耗器材等の費用については、乙の負担とする。
- (2) 測定試料の各回ごとの発注数量や発送・返送の時期の調整のほか、この仕様書に定めのない事項や、測定作業・結果報告過程で疑義等が生じた場合には、甲・乙の各担当者間で打ち合わせを行い、双方合意のうえで業務を進めるものとする。